

履歴事項全部証明書

東京都新宿区新宿一丁目26番9号
 公益財団法人助成財団センター
 会社法人等番号 0111-05-004241

| | | |
|----------|--|---------------|
| 名 称 | 公益財団法人助成財団センター | |
| 主たる事務所 | 東京都新宿区新宿一丁目26番9号 | |
| 法人の公告方法 | 電子公告による http://www.jfc.or.jp/koukou/koukou.html やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。 | |
| 法人成立の年月日 | 昭和63年4月1日 | |
| 目的等 | <p>目的 この法人は助成・表彰・奨学等の事業を行う公益財団法人、一般財団法人及びその他の団体（以下「助成財団等」という。）の健全な発展を支援し、その育成に努め、助成財団等に関する情報、資料を収集し、社会一般の利用に供するとともに、助成財団等の活動について一般社会の理解の増進に努め、もって民間公益活動の発展に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 助成財団等の支援及び能力開発事業 (2) 助成財団等に関する情報・資料・データ等の収集・整備及び提供・閲覧事業 (3) 助成財団等に関する調査・研究及び提言事業 (4) 助成財団等の活動に関する普及啓発事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 上記の事業は、本邦及び海外において行うものとする。</p> | |
| 役員に関する事項 | 評議員 今 井 渉 | 平成21年 9月 1日就任 |
| | 評議員 今 西 淳 子 | 平成21年 9月 1日就任 |
| | 評議員 小 松 征 男 | 平成21年 9月 1日就任 |
| | 評議員 下 田 昌 嗣 | 平成21年 9月 1日就任 |
| | 評議員 菅 谷 良 昭 | 平成21年 9月 1日就任 |

東京都新宿区新宿一丁目26番9号
 公益財団法人助成財団センター
 会社法人等番号 0111-05-004241

| | | |
|--------------|------|---------------|
| 評議員 | 高宮洋一 | 平成21年 9月 1日就任 |
| 評議員 | 辻井完次 | 平成21年 9月 1日就任 |
| 評議員 | 早川雅人 | 平成21年 9月 1日就任 |
| 評議員 | 藤巻周三 | 平成21年 9月 1日就任 |
| 評議員 | 溝渕泰男 | 平成21年 9月 1日就任 |
| 評議員 | 矢内顯 | 平成21年 9月 1日就任 |
| 評議員 | 山岡義典 | 平成21年 9月 1日就任 |
| 代表理事 | 松方康 | 平成21年 9月 1日就任 |
| 代表理事 | 田中皓 | 平成21年 9月 1日就任 |
| 理事 | 松方康 | 平成21年 4月 1日重任 |
| 理事 | 田中皓 | 平成21年 4月 1日重任 |
| 理事 (外部理事) | 和泉一巳 | 平成21年 4月 1日重任 |
| 理事 (外部理事) | 太田達男 | 平成21年 4月 1日重任 |

| | | |
|-------------------------|--|----------------|
| | 理事 片山正夫 (外部理事) | 平成21年 4月 1日重任 |
| | 理事 加藤広樹 (外部理事) | 平成21年 4月 1日重任 |
| | 理事 城戸賢嗣 (外部理事) | 平成21年 5月 27日就任 |
| | 理事 鮫島俊一 (外部理事) | 平成21年 4月 1日就任 |
| | 理事 水野淳二郎 (外部理事) | 平成21年 4月 1日重任 |
| | 理事 宮川康雄 (外部理事) | 平成21年 4月 1日重任 |
| | 理事 渡部洋三 (外部理事) | 平成21年 4月 1日就任 |
| | 監事 長岡美奈 (外部監事) | 平成21年 4月 1日就任 |
| | 監事 野口陽一 (外部監事) | 平成21年 4月 1日就任 |
| 役員等の法人に対する責任の免除に関する規定 | この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 | |
| 外部役員等の法人に対する責任の限度に関する規定 | この法人は、外部役員との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 | |
| 登記記録に関する事項 | 平成21年9月1日財団法人助成財団センターを名称変更し、移行したことにより設立 平成21年 9月 1日登記 | |

東京都新宿区新宿一丁目26番9号
公益財団法人助成財団センター
会社法人等番号 0111-05-004241

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成21年 9月11日
東京法務局新宿出張所
登記官

鈴木 一 博

